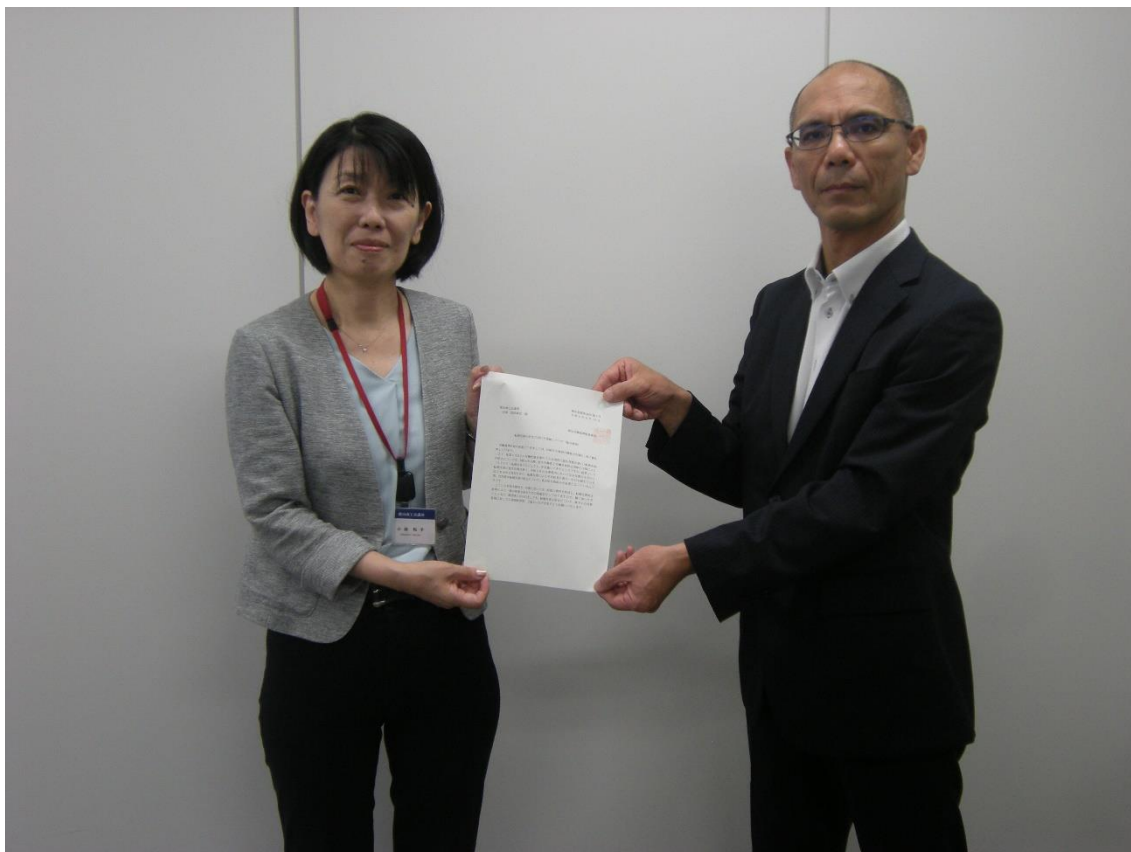


転倒災害の防止に向けた取り組みについて協力を要請しました 徳山署

令和5年の徳山労働基準監督署管内における休業4日以上の労働災害102件のうち、転倒災害は26.5%を占める状況となっており、特に第三次産業においては46.7%を占めています。このため、徳山労働基準監督署は、6月19日（水）、第三次産業の会員事業場を多く有する徳山商工会議所を訪問し、転倒災害の防止に向けた取り組みについて協力を要請しました。要請では、転倒災害の防止に関する積極的な取り組みを推進するため、傘下の事業場に対する周知をお願いしました。

併せて、山口県内で昨年、職場における熱中症により3人の死亡者が発生したことから、熱中症予防対策の徹底についても周知をお願いしました。



<リンク先>

[令和5年労働災害の発生状況について「転倒災害防止対策のお願い」
労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう
エイジフレンドリーガイドライン](#)

[熱中症を防ごう！！](#)

[山口労働局 STOP 熱中症！令和6年クールワークキャンペーン](#)